

## 一般競争入札の実施について (総合評価落札方式)

総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市一般競争入札等実施要綱(平成11年3月30日決裁)第6条、岐阜市建設工事総合評価落札方式試行要領(平成18年3月31日決裁)第5条及び岐阜市事後審査型一般競争入札試行要領(平成19年7月27日決裁)第4条の規定により公告します。

平成29年6月28日

岐阜市長 細江茂光

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 工事(件)名   | 岐阜市新庁舎建築機械(空調)設備工事   |
| (2) 目的場所     | 岐阜市司町40番地1ほか   |
| (3) 完成(完了)期日 | 平成32年11月30日  |
| (4) 契約の種類    | 請負契約   |
| (5) 余裕期間の有無  | 有  |
| (6) 工事着手日    | 平成29年12月20日  |
| (7) 概要       | 建築主体工事に伴う機械(空調)設備工事 一式<br>空気調和設備工事 一式<br>換気設備工事 一式<br>排煙設備工事 一式<br>自動制御設備工事 一式 |

#### 2 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できる者は、(1)及び(2)により構成され、(3)の条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、岐阜市から共同企業体として資格認定を受けた者とする。

##### (1) 共同企業体の各構成員に関する事項

- ① 岐阜市契約規則(昭和39年岐阜市規則第7号)第18条第1項の規定による

岐阜市競争入札参加資格審査を公告日前1か月までに受け、かつ、申請書受付期間の最終日から契約締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。

② 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を申請書受付期間の最終日から契約締結日までの間に受けていないこと。

③ 市発注の工事の管工事に係る岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の過去2年度（平成27年度及び平成28年度）の平均点が65点以上であること。

過去1年度しか受注実績のない場合は、当該年度の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

過去2年度に遡って受注実績のない場合は、65点とみなす。

④ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。

⑤ 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。  
なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

（ア） 親会社と子会社の関係にある場合

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

（ア） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ） 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑥ 次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 共同企業体に関する事項

① 共同企業体の構成員数は4者とし、③に規定する代表構成員としての要件と④に規定する第2構成員としての要件と⑤に規定する第3構成員及び第4構成員としての要件をそれぞれ満たす者による任意の組合せとする。

② 各構成員の出資比率は、代表構成員が50%以下、第2構成員が20%以上、第3構成員及び第4構成員がそれぞれ15%以上とし、代表構成員の出資比率が最大であること。

③ 代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 岐阜市内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし、(1)の①の岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されていること。

イ 管工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。ただし、(1)の①の岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されている本店、支店又は営業所において該当業種の許可を受けていること。

ウ 最新の経営事項審査結果通知書において、管工事の総合評定値及び岐阜市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成16年5月19日決裁）に基づく平成29年度主観点数の合計が1,000点以上であること。

エ 平成19年度以降に、単独企業又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率20%以上の構成員として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築工事（工場、倉庫等の簡易な構造のものを除く。）に伴う、3億7,500万円以上の管（空調）工事の元請施工実績（ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成及び引渡しの済んだ工事とする。）を有すること。

オ 現場代理人及び次の条件を全て満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。

(ア) 監理技術者資格者証（管工事）の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。

(イ) 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

④ 第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 岐阜市内に本店を有すること。ただし、(1)の①の岐阜市競争入札参加

資格審査の申請において所在地として登録されていること。

イ 管工事業に係る建設業法第3条第1項第1号の規定による一般建設業の許可又は同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。ただし、(1)の①の岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されている本店において該当業種の許可を受けていること。

ウ 最新の経営事項審査結果通知書において、管工事の総合評定値及び岐阜市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領に基づく平成29年度主観点数の合計が900点以上であること。

エ 次の条件を全て満たす専任の主任技術者を本工事に配置できること。

(ア) 管工事に係る主任技術者になりうる国家資格を有する者であること。

(イ) 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

⑤ 第3構成員及び第4構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 岐阜市内に本店を有すること。ただし、(1)の①の岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。

イ 管工事業に係る建設業法第3条第1項第1号の規定による一般建設業の許可又は同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。ただし、(1)の①の岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されている本店において該当業種の許可を受けていること。

ウ 最新の経営事項審査結果通知書において、管工事の総合評定値及び岐阜市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領に基づく平成29年度主観点数の合計が750点以上であること。

エ 次の条件を全て満たす専任の主任技術者を本工事に配置できること。

(ア) 管工事に係る主任技術者になりうる国家資格を有する者であること。

(イ) 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

(3) 下請率に関する事項

ア 本工事の契約金額（変更契約があった場合は、変更後の契約金額）の5%以上の金額を、岐阜市内に本店を有する業者に対し、一次下請契約及び資機材発注（受注者からの直接発注に限る。）できること。

イ 工事完成時に、この一次下請契約金額及び資機材発注金額が5%以上とならない場合は、契約金額（変更契約があった場合は、変更後の契約金額）に5%から実際の一次下請率を減じて得た割合を乗じて得た額に相当する額を、違約金として発注者に支払うものとする。

ウ ア及びイの下請率の算出に用いる変更後の契約金額に相当する額は、変更の原因等を発注者と協議した上で、決定する。

### 3 一般競争入札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年8月29日(火) 午前9時00分

(2) 場 所 岐阜市今沢町18番地 岐阜市役所行政部契約課

(3) 電子入札システムの応札期間

平成29年8月25日(金)午前9時から平成29年8月28日(月)午後4時まで  
(電子入札運用時間に限る。)

(4) 入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより代表構成員が提出すること。入札可能なICカードは、共同企業体の代表構成員のICカードとする。また、共同企業体の応札に当たっては、共同企業体の構成員から代表構成員に対し入札及び見積りに関する権限を委任した旨の委任状の提出を求める。

ただし、岐阜市電子入札運用基準(平成16年11月15日決裁)の「1 紙入札承諾の基準」により発注者が認めた場合は、入札書を書面で提出することができる。

4 前払金の有無 有

5 予定価格 2,973,499,200円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

### 6 低入札調査基準価格

本件は、岐阜市低入札価格調査要綱(平成15年3月27日決裁)の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事である。

なお、同要綱第11条第1項に規定する低入札価格調査が行われた者が契約の相手方となった場合に追加する専任の配置技術者は、代表構成員が配置すること。

### 7 落札者決定の方法

(1) 本工事の入札は、岐阜市事後審査型一般競争入札試行要領に基づき、事後審査型入札により行う。

(2) 本工事の入札は、岐阜市建設工事総合評価落札方式試行要領に基づき、総合評価落札方式により行う。

### 8 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添「岐阜市新庁舎建築機械(空調)設備工事に係る技術提案書の提出依頼について」による。

## 9 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認申請書及び特定建設工事共同企業体構成員表は、次に掲げる要領で電子入札システムを用いて提出すること。ただし、電子入札システムにより提出することが難しい者は、発注者が認めた場合に限り、持参による提出を認める。持参による提出を認められた者は、(1)の期間内に(3)の提出書類を添えて岐阜市役所行政部契約課に提出すること。

- (1) 申請書受付期間 平成29年6月28日(水)から平成29年7月26日(水)まで  
電子入札運用時間に限る。ただし、申請書受付期間最終日  
にあつては午後4時までとする。
- (2) 申請書提出に先立って特定建設工事共同企業体協定書を締結すること。
- (3) 誓約書、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状は、次に掲げる要領で持参により提出すること。

- ① 受付期間 平成29年6月28日(水)から平成29年7月26日(水)まで  
ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日を除く。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで  
正午から午後1時までを除く。ただし、申請書受付期間最終日  
にあつては午後4時までとする。
- ③ 提出場所 岐阜市役所行政部契約課

## 10 質疑応答

- (1) 質問書提出期間 平成29年7月27日(木)から平成29年7月31日(月)まで  
ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日を除く。
- (2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、平成29年8月10日(木)までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

## 11 その他

- (1) 本件は、「岐阜市新庁舎建築主体工事」に付帯する工事であるので、「岐阜市新庁舎建築主体工事」の契約が締結されない場合には、契約手続を中止することがある。
- (2) 本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岐阜市条例第8号）に規定する議会の議決に付すべき契約であり、落札決定後、仮契約を締結するものとする。仮契約は、議会の議決をもって本契約として効力を生ずるものとする。

- (3) 入札書等の提出については次のとおりとする。
- ① 一般競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体構成員表、入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより提出すること。
  - ② 設計図書等の資料は契約課窓口にて貸与するものとし、資料等の貸与を受ける際には印鑑（貸与を受ける者の個人印）を持参すること。
  - ③ 誓約書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状及び質問書は契約課窓口  
に提出すること。
- (4) その他、特記の無い事項については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。